札幌市告示第3902号

札幌市障がい者相談支援事業実施業務（西区）に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）の実施について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）10月15日

札幌市長　秋元　克広

記

1　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北1条北2丁目　札幌市役所3階
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課就労・相談支援担当係　担当：長谷川
電話（011）211-2936　FAX（011）218-5181
メールアドレス：syurou-soudan@city.sapporo.jp

2　契約に関する事項

⑴　役務の名称

札幌市障がい者相談支援事業実施業務（西区）

⑵　調達案件の内容

障がい者相談支援事業所の運営等。詳細は札幌市障がい者相談支援事業所（西区）新規事業者の募集に係る提案説明書（以下「提案説明書」という。）による。

⑶　履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

⑷　契約に至るまでの流れ

公募型企画競争（プロポーザル方式）により行う。なお、応募方法及び提出書類の詳細等については、提案説明書による。

ア　企画競争参加意向申出書及び指定協議書等の提出
イ　参加資格の確認
ウ　指定協議書等の精査・企画提案・ヒアリングの実施
エ　企画競争実施委員会による評価（最も評価が高い者を契約候補者として選定）
オ　契約候補者と協議のうえ、随意契約により契約を締結

3　参加資格

下記⑴から⑻までの要件をすべて満たすこと。

⑴　札幌市の指定を令和9年4月1日時点で受けていること。

令和8年10月15日（告示日）時点で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「指定障害児相談支援事業者」として札幌市から指定を受け、1年以上経過している法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等）であること。

⑵　契約時点で札幌市西区の現西区障がい相談支援センターアウルの担当地区である、八軒、琴似二十四軒、西野②（福井、平和、小別沢）山の手、八軒中央に障がい者相談支援事業所が設置されていること（地区詳細は別紙のとおり）。

⑶　要綱に基づく職員配置が行われること。

常勤専任職員等を3名以上配置する等、要綱第6条等に定める職員を配置すること。

⑷ 要綱に基づく運営体制や指定法人の指定基準等を満たしていること。
事業所の設置場所・運営体制等について、要綱第7条に定める開所時間等、第8条に規定する業務実施上の留意事項及び第8条の2に規定する管理者の留意事項を遵守し、さらに別記1に定める指定基準を満たしていること。

⑸ 指定協議書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること、又は下記ア～カのいずれにも該当しないこと。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

（ア） 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ） 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ） 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

（オ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ） 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ） （ア）から（カ）までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者

エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

⑹ 事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。

⑺ 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

⑻ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

4 参加意向申出書及び指定協議書等の提出方法
上記1記載の契約担当部局へ、持参又は郵送により提出すること。
提出期限：令和8年11月17日（火）17時（必着）

5 提案説明書等の交付方法
札幌市公式ホームページにて公開する。
【公開ページのURL】
https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sodansien.html